

令和2年度使用 小・中学校用教科用図書 選定の根拠となる法令等

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条

(教科用図書の採択)

都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、種目ごとに一種の教科用図書について行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設けなければならない。

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条

(同一教科用図書を採択する期間)

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条

(同一教科用図書を採択する期間)

法第14条の規定により種目ごとに同一の教科書を採択する期間は学校教育法附則第9条に定ずる場合を除き、4年とする。

○2020年度（新元号2年度）使用教科書の採択事務処理について（通知）

平成31年3月29日付け 30初教科第33号

※関係箇所のみ抜粋

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について

全ての教科書について新たに採択を行うこと。

(2) 中学校用教科書の採択について

「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったため、基本的には前回の平成26年度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなること。

このため、採択において参考とできるよう、平成26年度検定合格図書に関する教科書編集趣意書を文部科学省ホームページに掲載しているほか、平成27年度教科書見本の時点から変更のあった箇所についてまとめたものを、一般社団法人教科書協会により書く都道府県教育委員会に対して4月中に送付することを予定していること。

例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要となるが、その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること。